

令和 5 年 5 月 18 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和5年5月18日（木曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 野 仁 君

町立南郷病院

事 務	長	日 野 剛 君
事 務 次	長	須 田 政 明 君

徴収対策課

課	長	遠 藤 孝 光 君
課 長 補	佐	三 浦 徳 夫 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和5年5月18日（木曜日） 午前9時25分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 債権放棄について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時25分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまより、全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は1件でございます。本日の全員協議会、全員出席でございます。

ただいまから、会議を始めます。

なお、説明及び意見を求める事項の権利の放棄については、個人情報の関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木宏通君） 御異議なしと認めます。よって、権利の放棄については非公開といたします。

なお、本日ここで配付される個人の資料については、案件が終わり次第回収をさせていただきますことを御了承いただきたいと思います。

また、特に個人名及び個人が特定されるような発言は行わないようにお願いいたします。

まず最初に、町長から御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○町長（相澤清一君） 皆さん、おはようございます。

今日は5月会議の前の全員協議会ということで、議長のお取り計らいにより大変感謝を申し上げます。

本日の議題について御説明申し上げます前に、美里町の新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について御報告させていただきます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に変更され、国や宮城県の対策本部が廃止されることに伴い、本町における対策本部も5月7日をもって廃止いたしました。

なお、今後町の対応といたしましては、国や県の対応を踏まえながら、必要に応じて情報提供や注意喚起を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議会全員協議会ですが、事前をお願いしております債権放棄について御説明申し上げます。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金等の未収金のうち2件について、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、南郷病院事務長から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りま

すようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

私、訂正をさせていただきます。最初に「権利の放棄」と申し上げましたが、「債権の放棄」についてでございますので、訂正をさせていただきます。

それでは、早速説明、意見を求める事項の債権の放棄についてに入ります。先ほど確認したとおり、本件につきましては非公開とさせていただきます。

配付資料については、案件が終わり次第回収させていただきます。個人名と個人が特定されるような発言は行わないようにお願いいたしますが、どうしてもという場合に関しては、休憩を申し出ていただきますようお願いを申し上げます。

それでは総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 本日は全員協議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、担当課の職員を御紹介させていただきます。町立南郷病院事務長、日野 剛でございます。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 日野です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく町立南郷病院事務次長、須田政明でございます。

○町立南郷病院事務次長（須田政明君） 須田です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課長、遠藤孝光でございます。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく徴収対策課課長補佐、三浦徳夫でございます。

○徴収対策課課長補佐（三浦徳夫君） 三浦です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします、担当課のほうで。資料配付。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 最初に、資料を配付させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 日野南郷病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） それでは私のほうから、今回専決処分の報告を行う案件につきまして御説明を申し上げます。

今回専決処分とさせていただきますものは2件、1人分でございます。金額につきましては1万3,240円で、平成29年11月分の外来での診療費でございます。この患者様は、平成29年11月26日休日当番医として外来診療を実施していた当院を受診されましたが、所持金がないとし

て、後日外来診療費を支払うとし、同月30日に再度通常の外来診察を受診しました。しかし、全ての会計をせずに帰宅しておりました。

その後、再三の電話催告を行いましたが、納入には至りませんでした。また、患者様の届出のあった住所地を訪問したところ、居住の形跡が見られる建物を確認することができず、申請のあった住所地より転出していることが分かりました。その後、滞納者の実態調査を進め、令和3年3月28日に徴収停止としておりました。

しかし、その後においても弁済できる見込みがないと認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄し、地方自治法180条第1項の規定により専決処分するものであります。議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ただいま、説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございますでしょうか。ありませんか。2番平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） この方は何歳になるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 54歳になります。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） ただいまの説明でここに債権者の住所地は書いてあるんですけども、調べた結果ここにはもういなくて移転しているということによろしかったのかが1つと、あと隣の市に問合せはされたのか。同時に、今現在住まいは分からないということによろしいのかどうか、教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） 徴収対策課です。

まず住所につきましては、御手元にございます住所で間違いがございません。そして、こちらの住所地についてでございますが、居住はしているようであります。自宅を訪問いたしましたがお住まいのようでありますけれども家具やカーテンなどはなくて、詳しくなかなか申し上げられませんが収入になるような状況には見受けられませんでした。

そしてあとお仕事とか、それから資産の状況につきましては詳しくは申し上げられないんですけども、安定した収入がなく、また資金もないようでしたので、今回「無資力に近い状態」という形にさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 今の説明聞きますと、本人とお会いできているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） 申し上げます。

今回自宅訪問したときには、本人とお会いできておりません。私どもの知り得る範囲内での情報で、仕事や資産の状況については今申し上げたとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 本人に合わず、本人の話も聞かず、状況だけで判断したということでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 休憩いたします。

午前9時37分 休憩

午前9時40分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

そのほかございますか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 2点ほどお聞きします。

まず、病気かけが分からないんですけれども、疾病ですか。その内容というか、何だったんですかね。

それから当日の状況なんですけれども、保険証は提示されたのか。保険者といいますか、国保なのか社会保険なのか。それから、当然お金がなくて払わなかったということなんですけれども、その辺の窓口の対応はどうされたのか。その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、私のほうからお答えいたします。

すみません、病名については分かりかねるんですが、出ている薬からすると多分胃腸炎なりの部分だったのかなということが推測されます。

保険につきましては、国保の保険証を提示しまして、本人負担分としてその分残ってしまったというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 窓口の対応としては。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 窓口対応につきましては、基本的に病気にかかって「診てほしい」と来られた方については、わざわざ病院まで来た方を帰すというような対応はして

おりません。一応、医者には応召義務というものがありますので必ず、なおさら町民の方であった状況もあるようなので、当時は当番医のときは基本的に患者さんを診るようにはしております。現在もそうでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） おっしゃられるように、病人を「駄目だ」と断るとするのは医療機関としてあるまじきことで、対応されたということですが、最終的に会計という流れで、「今日はお金を持っていない」と。それは、これまでもそういうことの例はあって、「後から持参しますよ」という、そういった例もあるわけですね。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 答えいたします。

実際に、現在もお金がなくて「次に来たときにお支払いしたい」というような申出がある人がおります。その際は、会計は委託業者なので私のほうに連絡をいただきまして、御本人とお話をして「いつ頃にお支払いいただけますか」というところまで確認をしております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。

では、ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項については終わります。

執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。あと、資料については回収させていただきます。よろしく願います。若干4にその他ありますので。

では、続いて4番のその他に入ります。

私からコロナ対策の解除についての説明を申し上げます。先日、議会運営委員会の中でもお諮りをさせていただいた件についてですが、議場のパーテーションの撤去、議運の中で撤去ということとして進めましたので、御理解いただきたいと思います。

またマスクの着用につきましても、議場及び会議については個人の判断ということについて、皆さんの計らいによって進めたいと思いますので、これについて、このとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

以上でございます。

ほかに皆さんのほうから何もないければ、これで終了させていただきます。

副議長、御挨拶。

○副議長（村松秀雄君） 終わります。御苦労さまでした。

今日からパーテーションなくなりますので、その辺違和感あると思うんですが、大丈夫です

ので、会議に臨んでいただきます。

終わります。（「傍聴人の制限について」の声あり）

傍聴人も制限を撤廃いたしました。通常通り30人定員でございますので、その辺もお含みください。

終わります。

午前9時46分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月18日

美里町議会議長